

②社会福祉法人会計基準適用保育所で弾力運用の要件A・Bを満たす場合

1 運営費の流用

運用元	運用先	額の制限	必要となる手続き等
運営費 (人件費・管理費・事業費)	運営費 (人件費・管理費・事業費)	なし	なし
運営費	【別表2】同一の設置者が設置する保育所に係る以下の経費。 ①建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費 ②土地、建物の賃借料 ③以上の経費に係る借入金の償還又は積立のための支出 ④租税公課	民改費	民改費を超えて充てた場合は、収支計算分析表の提出が必要。 ※民改費を超えた部分については運営費への戻し入れが必要。

2 積立預金への積立

運用元	運用先	額の制限	必要となる手続き等
運営費	人件費積立預金 修繕積立預金 備品等購入積立預金	なし	積立金支出額＋当期資金収支差額の合計が経常収入決算額の5%を超過する場合には収支計算分析表の提出が必要。 ※保育所施設・設備整備積立預金が民改費を超えた部分については、運営費への戻し入れもしくは他の積立預金への振り替えが必要。
運営費	保育所施設・設備整備積立預金	民改費	

3 積立預金の目的外使用

運用元	可能な運用先	額の制限	所管庁への報告又は事前協議
人件費積立預金	①人件費の類に属する経費	なし	様式1-1により大阪市への事前協議が必要
修繕費積立預金	②建物及び建物付属設備又は機械器具備品の修繕に要する費用		
備品等積立預金	③業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品の購入に要する費用		
保育所施設・設備整備積立預金	④保育所の建物、施設の整備、修繕、環境の改善に要する費用 ※同一の設置者が設置する他の保育所の施設・設備に充てる費用		

4 前期末支払資金残高の取崩

※使用する前期末支払資金残高の額が当該施設経理区分の経常収入予算額の3%を超える場合において手続きが必要。

(自然災害その他やむを得ない事由により経費を必要とするものと認められる場合及び上記事由が3%以下の場合には手続きは不要)

運用元	運用先	額の制限	必要となる手続き等
前期末支払資金残高	当該保育所の運営や入所児童の処遇に必要な経費	なし	様式2-1により大阪市への事前協議が必要

5 当期末支払資金残高の上限

運営費の適正な執行により、適正な保育所運営が確保された上で長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費収入の30%以下の保有とすること。

6 資金の貸付

貸付元	貸付先	貸付額及び清算
法人本部経理区分	A保育所経理区分	貸付額及び清算期限について制限なし
A保育所経理区分	同一法人内の各施設経理区分 法人本部経理区分 収益事業等の特別会計	経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められる。
	法人外への貸付	一切認められない

7 運営費の管理運用

銀行、郵便局等への預貯金等、安全確実かつ換金性の高い方法によること。